

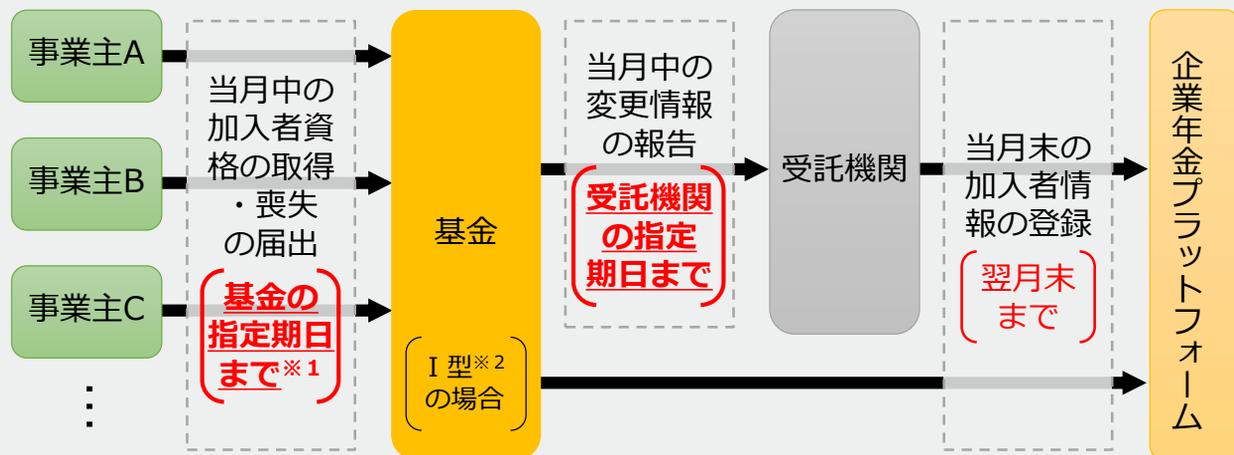
令和6（2024）年12月から

## 加入者情報に係る報告・届出期限の見直しが必要となります

令和6（2024）年12月から、毎月末日におけるDBの加入者に関する情報（基礎年金番号・生年月日・性別・掛金相当額など）を翌月末までに企業年金プラットフォーム（PF）へ登録する必要があります（初回は、令和6（2024）年11月末日の情報を12月末までに登録）。

基金の皆様におかれては、当該登録業務が円滑に実施されるよう、**受託機関や事業主との間の加入者情報に係る報告・届出期限について、必要な見直しをお願いいたします。**

※ DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様宛ての広報紙についても、合わせてご参照ください。



※1 事業主からの届出期限は、DB法施行規則で定める要件の範囲内において、受託機関への期限内の報告に支障がないよう設定する必要があります。

※2 受託機関に加入者の記録管理に関する業務を委託していない基金が該当します。

### 基金から受託機関への報告

加入者の記録管理に関する業務を委託している場合、事業主から届けられた加入者に係る変更情報は、基金から受託機関に対して所定の期日までに報告する取扱いが一般的となっています。令和6（2024）年12月以降、受託機関が翌月末までにPFへ支障なくデータ登録を行えるよう、受託機関との間で報告期限の見直しの要否等についてよくご確認いただきますようお願いいたします。

※ 加入者の記録管理に関する業務を委託していない基金の場合（I型の場合）は、基金からPFへ直接加入者情報を登録する必要があります。

### 事業主から基金への届出

従業員が基金の加入者資格を取得又は喪失した場合、事業主から基金に対して所定の期日までに届出を行う必要があります。令和6（2024）年12月からのPFへのデータ登録開始に向けて、DB法施行規則で定める要件は①30日以内、②翌月の14日までのいずれか早い方に改正されることにご留意の上、受託機関への期限内の報告が行えるよう、事業主との間で届出期限の見直しをお願いいたします。